

## 神戸市グループホーム利用者家賃負担軽減事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定共同生活援助事業所（以下「グループホーム」という。）の利用者の家賃負担の一部を助成することにより、障害者の地域での自立生活を支援するとともに、地域生活移行を推進することを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象者は、神戸市の共同生活援助の支給決定を受け、グループホームに現に入居している者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第4号に該当するもの（ただし、当該支給決定を受けた者及び当該支給決定を受けた者と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。）である場合を除く。以下「対象者」という。）とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、一月を単位として決定するものとし、対象者が支払う一月の家賃相当額から10,000円を控除した額の2分の1の額とする。ただし、上限を15,000円とする。

2 月途中の入退去等により一月の家賃相当額を現に支払わないときは、実際に支払った額から10,000円を控除した額の2分の1の額を助成する。

3 前2項の額に1円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てる。

4 前1項及び前2項の家賃相当額には、光熱水費、共益費、食材料費等その他の費用は含まない。

(助成の対象期間)

第4条 助成の対象となる期間は、対象者が次条に定める申請を行った日の属する月からグループホームを退去した日の属する月までの期間とする。ただし、対象者がグループホームに入居した日から起算して30日以内に申請を行ったときは、入居した日の属する月からとする。

2 前項に定める期間の入居にかかる家賃相当額を助成の対象とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、グループホーム家賃助成金申請書（様式第1号）に、当該申請に必要な書類を添えて申請しなければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、助成の可否について決定し、グループホーム家賃助成承認・不承認決定通知書（様式第2号）により、申請者に助成の可否、助成額その他必要な事項を通知するものとする。

(助成金の代理受領)

第7条 助成金は、原則として、グループホームを運営する法人(以下「事業者」という。)が、第6条により助成の決定を受けた者(以下「利用者」という。)に代わって代理受領するものとする。

2 事業者は、グループホーム代理受領委任届出書(様式第3号)により、利用者から委任を得なければならない。

3 前項において委任を受けた事業者が、助成金の請求をしようとするときは、グループホーム家賃助成金請求書(事業者代理請求用)(様式第4号)にグループホーム家賃助成金明細総括表(様式第5号)、グループホーム代理受領委任届出書(様式第3号)及び必要書類を添えて、利用者が家賃相当額を支払った月の翌月10日までに、市長に提出するものとする。

4 前項の規定に基づく請求により支払があったときは、利用者に対し助成金の支給があったものとみなす。

5 事業者は、代理受領により市長から助成金の支給を受けたときは、利用者に対し、助成金の額を通知しなければならない。

(利用者による助成金の請求)

第8条 利用者の特別な事情等により市長がやむを得ないと認める場合のみ、前条第2項の委任をせず、利用者が直接助成金の請求をすることができる。このとき利用者は、グループホーム家賃助成金請求書(利用者請求用)(様式第6号)に家賃相当額を支払ったことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の場合における請求書の提出時期は、やむを得ない場合を除き、利用者が家賃相当額を支払った月の翌月10日までとする。

(変更の届出)

第9条 利用者は、申請事項に変更が生じたときは、グループホーム家賃助成申請内容変更届出書(様式第7号)により、すみやかに市長に届けなければならない。

2 市長は、前項による届出において、第6条により決定した助成額に変更があったときは、グループホーム家賃助成額変更決定通知書(様式第8号)により対象者に通知する。

(譲渡及び担保の禁止)

第10条 助成金を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(調査)

第11条 市長は、助成金の支給について必要があるときは、利用者(過去に助成の決定を受けていた者を含む。)、利用者の家族及びグループホームに対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、検査することができる。

(助成金の返還)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の決定を取り消しし、グループホーム家賃助成決定取消通知書(様式第9号)により利用者へ通知するとともに、既に支給した助成金の全額又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為により助成の決定を受けたとき

(2) 助成の決定事由が消滅したとき

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 第4条の規定に関わらず、利用者が支払った家賃相当額のうち、平成19年3月31日までの入居にかかるものは助成の対象としない。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行日前日において現に助成の承認決定を受けている者は、施行日に、改正後の要綱の規定による申請を行い承認又は不承認決定を受けたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。